

【前期 第3問】

下記2つの事例を読み、X・Yそれぞれの罪責について論ぜよ。但し、2つの事件には何ら関係がなく、XY間には何のつながりもないものとする。

小問1

被告人Xは、法定の除外自由なく、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩（コカインの一種）を含有する粉末0.05gを麻薬であるコカインと誤認して所持していた。

Xは、いかなる罪責を負うか。

小問2

被告人Yは、覚せい剤と誤認して、営利の目的で、麻薬であるジアセチルモルヒネの塩類である粉末を、税関長の許可を受けずに輸入した。

Yは、いかなる罪責を負うか。

[参考条文]

大麻取締法24条の2 1項

覚せい剤取締法41条 2項

覚せい剤取締法41条の2 2項

麻薬及び向精神薬取締法64条 2 2項

参考判例：最高裁昭和61年6月9日第一小法廷決定

最高裁昭和54年3月27日決定